

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第20回 議会運営委員会			
開会日時	令和3年 8月11日 午前 9時11分 開会			
	令和3年 8月11日 午前 11時00分 閉会			
場 所	第3委員会室			
出席者数	委員定数6名中 出席者6名			
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	—	
	山根 温子	大下 正幸	山本 優	
	金行 哲昭	—	—	
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
欠席委員	—	—	—	
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	國岡 浩祐
	総務係長	藤井 伸樹	—	—
付議事件	<p>1、議 題</p> <p>(1) 令和3年第3回定例会の運営について</p> <p>①提出案件について</p> <p>②会期及び日程</p> <p>(2) 一般質問について</p> <p>①反問権について</p> <p>②質問に対するホームページでの答弁について</p> <p>③通告書記載例の改正について</p> <p>2、その他</p> <p>①定例4者会議について</p> <p>②全員協議会案件について・市議会議員からの問い合わせについて</p>			

3、経 過

【開会 9:11】

- 熊高委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。
本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和3年第3回安芸高田市議会定例会の運営について

①提出案件について

②会期及び日程について

- 熊高委員長 令和3年第3回安芸高田市議会定例会の運営についてを議題とする。
市長提出案件について、執行部の説明を求める。
- 行森総務部長 令和3年第3回定例会に上程を予定している議案は、一般会計及び財産区を含めた特別会計の決算の認定17件、人事関係2件、条例等5件の計24件である。
詳細については、総務課長が説明する。
(議案の概要について説明)
- 内藤総務課長 (議案の概要について説明)
- 熊高委員長 質疑はないか。
(なし)
質疑なしと認める。
会期及び日程について、事務局に説明を求める。
- 森岡事務局長 (議会提出案件、会期及び日程について説明)
- 熊高委員長 質疑はないか。
(なし)
質疑なしと認め、令和3年第3回定例会の日程は、9月8日開会、9月29日閉会とし、会期を22日間とすることに異議はないか。
(異議なし)
異議がないので、会期は22日間とする。
次回の議会運営委員会は、9月1日を予定し、一般質問の締め切りは8月30日正午とする。
執行部からそのほかにないか。
(なし)
- 熊高委員長 暫時休憩する。
- 休 憩 9:20 (執行部退席)
- 再 開 9:21
- #### (2) 一般質問について
- ##### ①反問権について
- 熊高委員長 再開する。

一般質問についてを議題とする。はじめに反問権について、本件は、先の議会運営委員会でも協議したが、改めて事務局に資料を用意してもらった。

事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

反問権については、1問1答方式要領を運用開始したときから、改正に至っていない。昨年市長が交代し、反問権の使用件数が増えた。このような中、反問権について更に改善していかなければならない点がある。こういった状況を踏まえ資料を作成した。

詳細については事務局次長が説明する。

○國岡事務局次長

(「反問権が付与されるまでの経緯」により説明)

○山本優委員

市長は、議会運営をスムーズに時間を短縮しようと言っている。その中で通告制を採用している。通告制とは、質問内容を事前に知らせ答弁を求めるものである。しかし、反問権を本会議で使ったら、その分時間が追加される。通告制を採用している意味は、事前に議会と執行部が調整を行うべき。どういう目的・趣旨でというのは、通告した際に調整しておくべきものと思う。調整をしておけば反問権を使う必要はない。通告制の趣旨・内容については、これまでは担当部署と調整していた。それを今回の市長は調整を無しにして反問権を使う。時間がかかるばかり。市長がスムーズにしようということで礼の廃止もしてきているのに。事前の調整はできるようにするべき。

○金行委員

反問権は認められている権利であり、これを無しにすることはできない。先ほど言われた調整不足について、事務局の見解は。

○森岡事務局長

調整不足とは思わないが、市長の言われることは、通告制をとって質問を受けているが、通告する質問が何を聞きたいのか分からないので、反問権を使って質問の趣旨を確認するという一つのアクションを自分が起こさないといけない、何で私がしなければいけないのか。という主張をされている。よって、市長からすれば、聞きたいことを明確に書いてほしいということ。通告書を事前に事務局でも調整はしているが、それでも不足するという事ではないか。よって、市長に苦情を言わせないために、議会からのアクションをとるということで、このたび③通告書の記載例の改正という提案をさせていただいた。

○大下委員

基本的に通告している。反問権という意味が理解されているのか不明だが、通告した人への文句ではないのだからそこをよく理解してもらわないと。そこまで通告書ではっきり出せというなら、スムーズな流れにしようと思うなら答弁書も出してもらわないと。

○金行委員

反問権というのは、質問の背景や趣旨が明確に分からないときに聞いたらいいいことで、それを書き方が悪いというのは、市長と

議員ではレベルが違うからと思われているのか。どういう趣旨で質問したと回答するだけで、それ以上、考えることはあるのかと思う。

○熊高委員長

実際に反問権を行使した、具体的な事例を出すことは出来るか。

○國岡事務局次長

反問が多いパターンとして、質問の趣旨が分からないことと、通告書に書いてある場合と議員がされる表現に対して、通告書とのズレがあり、何を根拠にされているのかという根拠の確認が市長の反問で多いパターンである。この資料のねらいの一つとして、議員の皆さんが言われている細かい部分、議会にとって今の執行部に対する市長の答弁や、どこに問題があるのかを出していただくのと、この1問1答方式を作られたのは、執行部の課題に議会が応じた形になっているので、今は市長と執行部が変わったので、今の市長と執行部の意を汲むかどうかというところを確認いただきたいと思う。すり合わせの結果、よりよい一般質問になるようまずは調整をするかどうかという考えを確認いただければ調整が今後もしやすくなると思う。この調整がなかったらお互い平行線のままだと思う。

○大下委員

市長が分からないことがあるから答えられないとして反問権を使うが、答弁席に部・課長がいるのになぜ指示しないのかと思う。市長だけでは分からないことがあるのは当たり前である。分からないからといってむやみやたらに反問権を使うのは如何かと思う。わきまえてもらわないと。それができるのが市長。執行部がしっかりしてもらわないといけないところだと思う。

○山根委員

数名の議員の方から反問権について問題があると聞いている。議員の方が、どこに問題があるかというのは、それぞれ一般質問の中で受け止めがあるので、具体的なところを聞いたほうが良いと思う。さらに、市長は反問権をポイントずらすように使うことがある。また、単語の使い方について、市長の考え方をかなりの時間を要して説明されていたが、あれは議員が問うところであるので、そこを捉えて言うのはおかしい。こういうのは議長の権限で整理してもらいたい。理不尽な反問権を使われた方々は、他市町の事例確認しながら反問権に対応できるようにするのも必要ではないか。

○児玉副委員長

市長が言われる論点の明確化について、一般質問するとき議会だよりも掲載することを考えて簡素化してしまうが、元々は質問者は、質問する思いをしっかりと持っていると思う。これまでは通告書の中に書いてなかったと思うので、そこを言われているのだと思う。こういう質問するんですよという。質問によっては改善してほしいと思い質問をするので、そこは書き換えていく必要

があると思う。また、市長は論理的とよく言うが、数字でつかめないものがあって、主観的な判断での質問も当然ある。そこは明確に分けて使えばよいと思う。そういうところは質問の中で変えていく必要があると思う。市長が言うところで、議会のほうで直していかなければいけないところもあると思う。

○山本優委員

通告制とはそのために通告するわけであって、通告しても意味分からない、どういう意味かと本会議で聞くのは、調整ができていないということである。そのために通告制を採用している、という意味を考えてもらうべきである。書き方も変えていくべきだが、反問権使う前に通告制にしているのだから、調整しておくべきだろうと思う。

○児玉副委員長

そうだと思うが、問題は、浜田前市長のときはユーチューブは活用されていなかった。今は実際、傍聴者はユーチューブを見て判断する方が非常に多いので思いを伝えないと、ユーチューブを見ている方がその議員の思いを理解されない。傍聴者の対象が変わってきている。市長はSNSを活用している。そういった意味では考え方を変えていく必要があると思うという意味である。

○金行委員

調整段階の部分の文章と、一般質問で質問する言葉に誤差があるので市長は指摘しているのだと思うが、調整段階のときに執行部から問い合わせがあるのではないかと。事務局もおかしいと思ったら指摘することもある。調整しない中の言葉の中で市長が反問権で聞いているのだと理解していいのか。

○熊高委員長

通告制ということの意味と、調整という言葉。これが今までの慣例としてやってきたが、これが現実的にどうなのかというところまで踏み込んで話ができればと思う。説明を求める。

○森岡事務局長

通告制については、一般質問を事前に質問を通告しておくことで明確な答弁を引き出せるということで採用している。またこの通告についても、質問の趣旨が明確に描かれていれば、明確な答弁が返ってくる。

調整であるが、議員が通告書を持って来た時点で事務局のところでも確認し、仕上げたものを執行部に送付している。執行部において、それでも分からない場合は、直接確認をしてもらった方が分かりやすいので、今までそういうやり取りをしている。ただし石丸市長になってからは、質問を見られてその質問で市長自らが答弁書を作成することが増えている。以前は、執行部が全て作成していた。執行部が作成する場合は議員に確認して作成しているが、市長が作る場合は聞かれない。一般質問の場で確認することとなったのが今の状況である。

○熊高委員長

執行部の答弁体制がずいぶん変わった、本質的な部分がちがうというところを、我々も受け止めて理解しないといけない。執行

部も担当部署に聞いても、あまり答えないのが多い。市長の考えがどうかというのがはかり知れないというところがあって、おもんばかってやっている。本質的に変わっていかないといけないというのを議会も問われている。

また、副委員長が言った、対外的な傍聴者に対することもあると思う。

山根委員が言った、一般質問のやり取りの中での反問権の在り方が良い悪いも含め、その都度判断しないといけないので、議長のほうで判断してもらえたらとの話もあった。議長が調整するためにも、ここでしっかりとした方向性というものを出しておかないと難しいと思う。これに対して、議長・副議長意見はあるか。

○宍戸議長

市長の考え方、これまでの前市長のときは、議員の一般質問に対し、質問の内容を汲み取って答弁されていたが、石丸市長は、はじめから分からないものは分からないと決めて反問することが時々ある。また、山根委員の話にもあったが、通告制において最初から反問権を使われるというのは、事務調整ができていないということもあると思う。併せて、個人的な見解だが、質問者によって対応が変わるということもあった。このようなことから、私たちの質問も、なぜこの質問をするのかということは明確にしないといけないが、そうではなくて、市長は答えたくない答弁をはぐらかすようなことも再々見受けられた。私も議長として反省することはたくさんあるし、これからの本会議は特に注視しながら、議長としての責務は果たしたいと思う。一番大事なことは恣意的、感情のもとで質問や答弁はしないということであるから、議会も市長も考えていかないといけないと思う。この間、議員からの感情的な質問・態度というのは、私は感じていないように思う。

○石飛副議長

反問権については、事務局、執行部で反問権について再度調整して、どういうやり方がよいか見直しをかけていただければと思う。

一般質問は私もやっているが、市長は流ちょうに返してくるし、言葉が耳に入ってくる。ただ、言っていることは、質問に対しては答えないで答弁で返してくる。ユーチューブで見ると、市長はよく喋る、よく返すように見える。しかし質問者に対する答えは全く返っていない状況が多々あったと思う。それがユーチューブの怖さ。傍聴者がどのようにとらえるかというのがある。これはもう傍聴者のとりようであるから、見る方に対して議会がどのように対応するかではなく、本当に一般質問が成り立っているか、会話が成り立っているかということを検証すべきだと思う。そもそも第1答弁に対して反問を出すことは、これはもう対

話になっていない。注意すべきだと私は思う。

反問権のあり方は今までと同じように客観的に事務局レベルで再度すり合わせて検証し、実際にやっているのは市長と議員。皆さんの意見をいただけたらと思う。

○熊高委員長

休憩 9:57

再開 10:10

○熊高委員長

10時10分まで休憩とする。

(議長公務のため退室)

再開する。

反問権についていろいろ意見を出していただいた。いろんな考え方があがるが、一般質問は、議員と市長との1対1の勝負の場であると思う。これが原点となる。浜田元市長のときでも、反問権の答え方は、いわゆる与党、野党のようになっていたが、最近はその急激に顕著になっている。基本的には、きちっとした質問書を出して、きちっと反問権であろうが何であろうが、やり取りをするのが基本になるが、そのうえで市長の答弁が成立していないなどのときは、休憩をとるか、議長が集約するなり、お互い質疑がかみ合わないときは、議長のほうで調整していただくことになる。そのために反問権のあり方を整理しようということなので、今回いろいろ意見があったことを整理しながら、今後のあり方に繋げていくこととし、次の2番3番にも関係するので、この議題は一旦置いて、意見があれば最後に聞かせていただくということで、次の議題に入ることによろしいか。

(よい)

①の反問権については、後ほど意見があるかもしれないが、今日出た意見を整理しながら、全員協議会にも報告したいと考えている。

②質問に対するホームページでの答弁について

○熊高委員長

質問に対するホームページでの答弁についてを議題とする。

3月定例会の一般質問における市長の答弁対応について、先の議会運営委員会で委員より意見があり、後日、事務局が執行部の対応を確認し報告することとなっていた。

事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

武岡議員の一般質問に対しての、市長の答弁の中で、書面で回答するという事がありその後、本人にも議会にも回答がないとの指摘があったため、その確認をした。詳細については事務局次長が説明する。

○國岡事務局次長

(「3月定例会における武岡議員の一般質問に対する市長の答弁について」により説明)

○熊高委員長

意見はないか。

- 金行委員 確認であるが、執行部に注意しなかったということは、議長が注意しなかったという意味でよいか。
(よいとの意見あり)
- 児玉副委員長 次からも、市長が同じような答弁をしたら認めなければならないということか。
(違う。注意しないといけないとの意見あり)
一般的に言えば、これは答弁ではない。
- 山根委員 市長は、多方面で議会をとび超えて市民へ意見を発している。議会軽視ともとれる。その中でしっかり事務局、正副議長、議員全員が、しっかり対応しなければならないと思う。おかしいと思ったら進行を止めることを議員全員が意識する。注意喚起というか自分自身にも言い聞かせているものである。
- 熊高委員長 ほかに意見はないか。
(意見なし)
意見なしのため、今回は、本会議中に注意をしていないのでこのまま認めざるを得ないが、次回からは必要に応じて対応していく、必要があれば訂正、あるいは修正なり議事を止めて注意するなどの対応を行う。議場運営は議長の権限であるので、事務局とともに対応いただくということを確認して、この議題は終了することよろしいか。
(よい)
お諮りする。3月定例会における武岡議員の一般質問に対する市長の答弁については、今後に向けての確認をさせていただいた。これに異議はないか。
(異議なし)
異議なしと認め、そのように決定する。
なお、本日の決定事項は、次回の全員協議会に報告したいと思うが、これに異議はないか。
(異議なし)
異議なしと認め、そのように決定する。

③通告書記載例の改正について

- 熊高委員長 通告書記載例の改正についてを議題とする。
事務局に説明を求める
- 森岡事務局長 ①反問権にも関係する話だが、一般質問の質問内容において、さきほどの質問の中には2つの質問があったという市長の指摘が多々あった。こういうことにならないためにも、通告書の書き方を改めたいと思うので記載例の改正を行うものである。詳細については事務局次長が説明する。
- 國岡事務局次長 (「一般質問通告書(記載例)」により説明)

- 熊高委員長 意見はないか。
- 大下委員 一問一答とはどういう意味か。
- 國岡事務局次長 1つの質問に対して、1つの答弁をするものである。以前は、1つの大項目や、中項目を1問と捉え、運用されていたが、現在の市長は、小項目が1問というふうに捉えられている。前市長と現市長によって1問の捉え方が大きく変わった。
- 森岡事務局長 1問1答方式のやり方であるが、1つの質問に対して答弁する。1つの質問で、答弁の中で、分からないところを再度問い正していく。それが明確になった時点で、次の質問に移っていく。これが1問1答方式である。
- 大下委員 1問1答の答弁書を、今は市長が作成しているというが、分からないことを反問権で質問するのはおかしいと思う。部・課長が議場にいる。部・課長も知らないでは通らない。それなら市長だけいたらいい話になる。執行部ももう少し話し合っただけで連絡をとってもらわないといけないと思う。
- 熊高委員長 部課長が答弁できないような雰囲気である。
- 大下委員 それがおかしい。
- 児玉副委員長 記載例の、「答弁を求める者」欄について、設問ごとに、答弁者を記載しないと、市長から指摘が入るのではないか。
- 熊高委員長 1番は誰々部長というように、それぞれ記載するということが。そういう形ができるのか。
- 國岡事務局次長 考え方であるが、通告書に答弁を求める者は誰と希望を書くが、本会議で答弁は誰が答えるかは執行部が決めることであるので、必ずしも答弁者が議員の希望に沿わないことはある。
- 熊高委員長 次長の説明について、これでよいか。
- 児玉副委員長 私が言ったのは、大項目に答弁を求める者を市長と書くのではなく、小さい項目、質問ごとにそれぞれ市長と書いておかないと、今の市長だと指摘が入るのではという意味であった。
- 山本優委員 書き方については見本を作成したので、議員が通告書を作成したら事務局で調整をした方がいいと思う。本来は議員が責任を持って作成すべきであるが事務局がサポートしてくれたら。また、本会議に部・課長が出席しているのは、説明員として出席しているわけで、答弁を求めても答えない場合は、議長が部・課長に対し答弁するよう指示してもらったらと思う。
- 森岡事務局長 まず、質問の内容については、議員が自ら完成させるのが大前提である。補足することがあれば事務局が対応させていただく。ご理解いただきたい。また、市長が答弁できない場合の部・課長の答弁であるが、議員が前振りをされるのも一つの手法だと思う。それでもなお部長が答えられない場合は、議長の

方から、質問に対する答弁を促す対応をしていただくという考え方でお願いしたい。

○國岡事務局次長

執行部は、一般質問に対して答弁する義務を負っているため、答えないことは本来あり得ない。ただし、議長が議事整理権を行使するにしても、質問する議員の受けとる感覚はさまざまであるため、まずは質問する議員ご自身で、今のは答弁になっていないと、第1段階で主張していただきたい。それでもなお従わない場合に、議長が注意を行う、もしくは休憩をとるなど、対応するほうが議会運営としてはよいと思う。質問した議員が、答弁になっていないと自ら主張した方が、傍聴者にとっても分かりやすいのではと、3月6月の定例会の際、事務局として感じた。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○金行委員

原則として1つの質問を明確にすることを徹底していくということを確認した。あと、市長が、部・課長に答弁させたくないことから、市長が答弁した際、こちらとしては、部・課長の答弁を求めても、市長が拒否したら追及はできないと考えるがいかがか。

○國岡事務局次長

答弁する義務を負うので、答弁せずに終わることは、基本的な考え方としてない。過去にはその場で答弁できない場合は、後ほど資料を配る等で了解を得た上での運用はあった。その場で答えられないというのは認められるべきではない。市長が答えられないと主張されても答弁の拒否をしていることになるので認められるべきではない。

○金行委員

市長自身が答弁をしたと想定しても、質問者が答弁に納得いかないと思ったら、更に答弁を求めてもよいということで理解してよいか。

○國岡事務局次長

よい。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

(なし)

意見なしと認める。

お諮りする。通告書記載例の改正については、基本的には資料の記載例のとおり運用することとし、答弁については、市長、必要がある場合には部・課長に答弁を求めることとし、議員それぞれが質問の中で対応していくことが原則であると整理をしてよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

なお、本日の決定事項は、次回の全員協議会に報告したいと思うが、これまでの意見があったことを、まとめて報告した方がよ

いと思うので事務局で調整いただきたい。これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

2. その他

①定例4者会議について

○熊高委員長

その他の項に入る。

皆さんから何かあるか。

○森岡事務局長

さきほど議長が公務により退出したが、先日の臨時会の前に、定例4者の結果・内容について、議長のメモ書きを配付した。その時に詳細については、本日、説明する予定であったが、また後日説明させてもらうとのことであった。議長が皆さんに思いを伝えることができないため、私の方から、先日の定例4者のやり取りの中で、市長から、国語力のない人が来ても会議ができないので、次は国語力のある人に来ていただきたい。との言葉を受けて、議長が次回から定例4者に出席しないとの意向を皆さんにお伝えしている。今後も定例4者の要請があっても出席をしないという思いで皆さんに話をするところであったということを議長に代わり代弁させていただいた。

○熊高委員長

定例4者をやる、やらないというのは、それでいいと思うが、先日配付してもらった資料を見たが、意味が分からなかった。国語力があるないというのは何を以て指摘をされたのか、この文書では分からない。配付した以上、その説明はすべきではないか。

○森岡事務局長

市長の言われている「国語力のない」というのは、回答書の中身が回答になっていない、ということでの国語力がないという意味である。市長が求められている回答が出てきていないから国語力がないという言い方をされている。議会側としては、市長の求められている回答が書けないので、こういう書き方になっているところまで言えばよかったと思うが、それが結果として伝わっていないのでこのような定例4者になっている現状である。

○熊高委員長

あれだけのことを言われて、議会そのものを侮辱されている。このことは放っとけない。

暫時休憩する。

休 憩 10:45

再 開 10:51

○熊高委員長

再開する。

定例4者については、現在議長不在のため、今後どうするかということも含め、この件は事務局長に預け、今後議長と協議をするということによろしいか。

(よい)

②全員協議会案件について・市議会議員からの問い合わせについて

- 森岡事務局長　　今皆さんに配付している文書は、先日の全員協議会で出た案件について、また今回の全員協議会にも市長が出してきた。取扱いについて協議いただきたい。
- 次に、市議会議員からの問い合わせ等について、市長名で文書が来ている。この文書が出てきた経緯は、議員から職員の時間外に、職員の個人携帯に問い合わせをしていることがあるということを受けてのものである。
- 熊高委員長　　勤務中に直接問い合わせを行うのは当然よいか。
- 森岡事務局長　　それは問題ない。事務所へ勤務時間内に問い合わせをしてくださいということを言われている。
- 熊高委員長　　文書後段の、市議会議員からの問い合わせ等に対しては、市長から回答する、というのはどう解釈すればよいか。
- 森岡事務局長　　これは問い合わせは全部統一して市長が回答するという意味である。
- 熊高委員長　　担当部署に行っても、回答は担当部署からできないということか。
- 森岡事務局長　　そうではなく、問い合わせをされたことについて、執行部は全て市長に相談をし、相談されたことを市長が回答しますということである。
- 熊高委員長　　全員協議会までに、この文書の内容を詳しく説明できるようにしてほしい。このままでは誤解を招く。
- 山根委員　　市長では分からない細かいことを担当部署に聞きに行っている。聞かれなくなる。
- 熊高委員長　　そういうところに疑問があるので、さきほど局長に詳しい説明をお願いした。
- 森岡事務局長　　議員が執行部に聞かれる内容について、その部署ですぐ答えられることは答える。ただし、協議が必要なことについては市長に協議して結果を今までは議員に伝えていたが、それが協議をした結果は、部署からでなく市長から返しますという内容である。
- 熊高委員長　　そのへんをもう少し詳しく整理して全員協議会で報告してほしい。
- 森岡事務局長　　もう一点、全員協議会の案件であるが、また前回と同じ内容の案件を再度意見聴取したいと出てきている。前回は文書で回答して、国語力がない、という結果であった。議長は、回答は口頭によりお断りする方針なので、そのことを皆さんにご理解いただきたいとのことであったのでお伝えする。
- 児玉副委員長　　市長が聞きたいなら、別に全員協議会でなく、議員一人一人に

聞いたらよい。会派もないわけだし。

○熊高委員長

先日局長に話をしたが、回答書の中に行財政上の重要案件ではないという言葉が入っていたが、副市長と予算というのは、行財政上の重要案件でないというふうに言ったら、少し語弊があると私は思ったので局長に指摘をした。文書というのはそういうところまできっちりしておかないと後々残ってくる。行財政上の重要案件でないという言い方をしたら、じゃあ何が重要なのかということに、また引っかかってくる可能性がある。回答書にはケチがつくだろうと気がした。そういうことを含めて色々あるので、全員協議会までに整理をしていただきたいということによろしいか。

○児玉副委員長

この件は前回協議したではないか。

○熊高委員長

そうではなく、事務局と議長で調整していただいて、全員協議会にどう報告するか整理をしていただきたいということである。

議会運営委員会で取り扱うことではないと思う。それによろしいか。

(よい)

○熊高委員長

その他の項を終了する。

以上で、本日の議事は全て終了した。

これをもって議会運営委員会を終了する。

【閉会 11:00】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長